

町田市農業委員会委員及び町田市農地利用最適化推進委員の定数条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市農業委員会委員及び町田市農地利用最適化推進委員の定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、町田市農業委員会委員及び町田市農地利用最適化推進委員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(町田市農業委員会委員の定数)

第2条 農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定により条例で定める町田市農業委員会委員の定数は、14人とする。

(町田市農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会等に関する法律第18条第2項の規定により条例で定める町田市農地利用最適化推進委員の定数は、6人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(町田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 町田市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和33年10月町田市条例第35号）は、廃止する。